

令和4年第4回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和4年12月9日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 斎藤 信一	2番 渡邊 啓子	3番 菊地 厚徳
4番 本多 保夫	5番 松本 昇	6番 佐原 佐百合
7番 鈴木 康広	8番 武田 悦子	9番 佐原 吉太郎
10番 須藤 軍蔵	11番 押山 義則	12番 菊地 利勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	渡辺 敏弘	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
住民福祉部長	作田 純一	産業建設部長	菅野 昭裕
政策推進課長	鈴木 真一	税務課長	菊地 健
住民生活課長	安田 春好	健康福祉課長	後藤 隆
産業課長	藤田 良男	建設課長	杉原 仁
環境保全課長	伊藤 寿夫	会計管理者 兼出納室長	菊地 美和
教育総務課長	橋本 哲夫	生涯学習課長	渡辺 雅彦
農業委員会 事務局 長	神野藤 浩和		

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第73号 令和4年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（9月専決）

議案第74号 令和4年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（10月専決）

議案第75号 大玉村長期避難者生活拠点形成等基金条例を廃止する条例について

議案第76号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第79号 大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第80号 大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第81号 大玉村堆肥センター条例の一部を改正する条例について
議案第82号 令和4年度大玉村一般会計補正予算について
議案第83号 令和4年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
議案第84号 令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について
議案第85号 令和4年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
議案第86号 令和4年度大玉村水道事業会計補正予算について
議案第87号 村道路線の認定について
議案第88号 大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第89号 大玉村教育委員会委員の任命について

閉会中の継続調査申出について

(1) 議会運営委員会

追加議案審議

- 議員発議第6号 農業を持続可能な産業としていくための対策の充実・強化に関する意見書について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、安田敏、鈴木裕也

一般質問者目次

1. 3番 菊地 厚徳 P. 91～

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦勞さまでございます。

会議に先立ち、申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、会計管理者兼出納室長、菊地美和君、併任書記、鈴木裕也君から、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

3番菊地厚徳君より通告がありました「村産品に「おおたま」を冠してブランド化をする」ほか1件の質問を許します。3番。

○3番（菊地厚徳） おはようございます。

3番菊地厚徳です。よろしく願いいたします。

議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

まず初めに、村の産品のものに「おおたま」を冠してブランド化してはどうかということで、今回質問をさせていただくようにしたんですけども、例えば、大玉村は、玉井の上のほうに行きますと棚田がございます。棚田のような地形というのは、大玉村は扇状地ですので、あれは意図してつくったのではなくて、田んぼをつくるということで、その田んぼをつくる過程で出てきた石をよけて積み重ねるという段階でできたということで、この「おおたま」という言葉をしてブランド化をしていくことで、その地形の特徴、例えば「おおたま・棚田・コシヒカリ」というふうにいたしますと、その大玉村の扇状地であるというその地形の特徴と、それから、大玉村は古くから人が住んでいる地域でもあるんですけども、そういう景観、それから地域の特徴、それと歴史ですね、そういったものが一遍に分かるような状況になって、ひとつそこに大玉村を紹介するところの物語として、観光資源としても有効に働くのではないかという、そういう考え方で、言い方としてはあれですけども、例えばこういう形で「おおたま・棚田・コシヒカリ」のような命名の仕方で、大玉村の地域を皆さんに知っていただいて、大玉村に足を運んでいただき、お米を食べていただくという一つの方向性が打ち出せないかということで、質問させていただいております。

それでは、1番目の質問で、具体的にお伺いしたいと思います。

ブランド名を例えば、今、話させていただきましたけれども、紹介させていただくと、例えば「おおたま・棚田・コシヒカリ」のようにして地名や景観を取り入れた、

村の地域をアピールするような形で、こういう表現で村の観光資源という形でセットにできないかということなんですけれども、これは、いろいろなお考えもあると思うんですけれども、ぜひお考えを伺ってみたいと思ひまして、質問させていただきます。お願いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えいたします。

村内産米の、まずブランド化について申し上げます。

村内産米のブランド化につきましては、令和元年度から、福島大学食農学類との共同研究という形で、食味分析と併せまして微細構造分析、さらには土壌分析という研究を行っているところでございまして、大玉村産米につきましては、年次監査が変動が見られないということで、大変良質米であるという分析結果が報告されているところでございます。

この結果を基に、来年度以降、大玉村の地形や気候、あるいは良質な土、水というふうな資源を前面に出しまして、村全体の稲作の底上げとともに、地域ブランド化、このブランド名の選定も含めたこの地域ブランド化の展開を図ってまいりたいというふうに、現在考えているところでございます。

また、村内産米のブランド化の取り組み、これにつきましては、米単体だけにとどまるのではなく、そのほかの産品、あるいは観光資源、そういったものを含めた大玉村全体の総合的なイメージアップにつながるような、そういうふうな取り組みにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

今いろいろ大玉村、米にかかわらずということで、お話いただいたんですけれども、私もそういう意味で、今年は8月3日に水源のほう、災害がありまして、そちらのほうで今、復旧作業が計画されて、補助金のほうも出て計画が決まったということもお伺いしましたけれども、そちらのほうで、例えば大玉村の湧き水として、例えばそれをプライベートブランドに育てるような状況になったときに、例えば水源調査として、こういう水質のものがあるとか、そういうことについては、具体的に何かデータがあるのでしょうか。

ひとつ、ブランド化に育てるということの可能性も含めてですけれども、その水質や何かについての、何かそういう大玉村、ここは水がうまいというような、そういうところがありましたら、ぜひお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 3番議員さんにお答えいたします。

水道水の水質検査については、毎月検査を実施しております。

水源に関しましては、現在、大玉村では、第2水源から第5水源の4か所から水を取っております。

水源につきましては、浅井戸、湧水、深井戸を源水とし、使用しております。

水質につきましては、そのままで飲める良質な水質であります。現在、水道法で義務づけられております塩素の消毒のみで供給しているところです。

具体的な水質の、どこが突出しているとか、具体的な数字はありませんが、水質検査を実施し、安全・安心な水の供給を図っているところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

とても、そのまま飲める水が出てくるということで、水道法でやっぱり塩素を入れなくちゃいけないので、そういうところでは、いろいろ段階を経なくちゃいけないということだったので、そういうお話を頂戴いたしました。

次ですが、3番目、「おおたまブランド」が個々の農家の収入を増やす方法として、ウェブサイトという言い方をしましたけれども、これは具体的に何かそういうネットワーク的なものを、これは人材の問題もあるというふうに、昨日のところでもお話いただきましたけれども、例えば、今直売所で販売したりとか、それから、今後の展開として道の駅で販売をするということもあるんですけども、いろいろ考えたときに、今ネットワーク的に、いろいろなチャンネルを考えることができるんですけども、そういったところで、ウェブサイトのその運営とか、そういうことも含めて、これは個々の農家さんということにもなるんですけども、そういったところも含めて、何かそういうことについては、可能性としてはいかがなんでしょうか。

これは難しいところで、昨日のお話からも人材の問題もありますし、そういうところでは、可能性としてはなかなか大変だということだったんですけども、ぜひ答えられる範囲でお話いただければ、お願いいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

ウェブサイトなどにおける販売チャンネルの展開というふうなご質問でございますけれども、現在、ウェブサイトを活用している1つの事例としては、ふるさと納税に関するものがございまして、こちらで大玉村のふるさと納税制度、あるいは、返礼品、そういったものを紹介しながら展開をしているところでありまして、着実な実績を上げているというふう感じてございます。

これらの知見を基にしながら、また斟酌しながら、様々な形態の販売効果、こういったものを鑑みながら、情勢や時流に則した販売方法の可能性、これらについて今後、関係団体等と協議、検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

ふるさと納税のこともそうですけれども、大玉村、非常にそういうところでは、今

年2. 3倍になったという報告もされておりましたし、いろいろなところでも、皆さんの努力が結実しているということと、これから、その人材のことも含めてということでしたので、ぜひ展開をいろいろ、可能性を考えるということで、お願いしたいと思います。

それから、次にまいります。

4番目なんですけれども、これはひとつ、前にも質問させていただきまして、そういうところでこういう質問になっているんですけれども、美しい村ということも含めてですけれども、今、その水のお話がありました。それから、ブランドとして米をブランド化していくという段階で、じゃ、水のおいしさ、それから米のおいしさというところで、じゃ、ここで自然の豊かさとは何だと言ったときに、じゃ、生命の生態系がしっかり根づいているのかという、そういうところも含めてなんですけれども、よく皆さん、虫籠を持って虫取りなんかをしているのを見ますと、虫があまりいなくなったとか、そういう話を伺うんですけれども、ぜひその辺のところ、村長のお話、前も伺っておりますけれども、ぜひまたここで改めてお話を伺えるかと思われました。よろしくをお願いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

いわゆる水稻におけるカメムシ防除、この薬剤につきましては、現段階におきまして国で承認されている農薬でありますので、村独自でこれを使用禁止するということはできませんが、村といたしましては、生態系の影響が少なからずあるというふうにかえまして、水稻カメムシ防除につきましては、無人ヘリコプターによる共同防除、これに対する補助をやめ、令和2年度から色彩選別機の導入に対する補助の割増し、あるいは、おたまのおいしい米出荷奨励事業という名を冠しまして、色彩選別機利用に対する補助を実施して、防除から選別へというふうな流れを推進しているところでございます。

今後につきましても、情勢を注視しながら、この防除から被害粒の選別というふうな切替えをより推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） 失礼いたしました。

カメムシ防除ということについての質問でございました。ありがとうございます。

今、色彩選別機への転換ということで、そういう形で、確かにいろいろ政策転換という形でさせていただいていたという、そちらのほうも転換のことはご説明いただいております。

それでは、次に、学習に興味と意欲を持つにはということで、2番目の質問に移らせていただきます。

今回、私、11月の広報おたまを拝見させていただきまして、全国学力調査の結果、質問事項の調査いろいろ拝見させていただいて、そのアンケートの中で、「今、

自分が住んでいる県や市町村の歴史や自然に関心を持っている」の項目が、大玉村では学年が上がるにつれて高い数値を示しているんですけども、自然豊かな大玉村だからこそ、そういう興味を持って子どもたちがだんだんと過ごしているということだと思ったんですけども、ここで、中学校3年生と小学校6年生の学習結果というのでも出されておまして、その中では、子どもたちの学習が平均と比べると少し低い値になっているということで、そのことについて、少しいろいろ教育長さんに伺ってみたいと思ひまして、質問を2つほど出させていただきました。

それでは、質問させていただきます。

1番目の質問でございます。

これは、いろいろ考え方があろうと思うんですけども、自然の生態系の観察とか、大玉村は米どころでございます、そういう水田とか生き物の観察を学年を通して継続することで、何かそういったものに対する興味とか、そういう自然科学に対する興味を持っていただいて、そこから一つ自然というところに皆さん興味を持っているということなので、そこを中心に何か学習的な、その体験学習とか、いろいろ体験することによって、これは何ていう虫だろうとか言葉を覚えたりとか、具体的なものに結びついていくというふう考えたんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

継続的なというところで、例えば学習の指導要領や何かおありになると思うんですけども、その辺の点でぜひお考えをお聞かせいただければ。よろしくお願ひします。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 3番議員さんにお答えをいたします。

自然の生態系、生物についての観察というのは、小学校ですと、小学1、2年生では生活科、3年生以上では理科の授業、また、総合的な学習の時間というのがありますので、それらの中で。また、中学校については、こちらも理科の生物的な分野の授業の中で観察を行っているところです。

その学習内容につきましては、議員もおっしゃられたとおり、文部科学省が示しております学習指導要領並びにその解説書によって、ある程度学年ごとに学ぶ内容が決められております。また、授業の時間数も決められております。

そういったことから、なかなかご質問にあるように、生態系あるいは水田の観察というのを学年を通してずっと継続するというのは、正直なところなかなか難しいという状況があります。

ただ、それぞれの授業の中で、標準的な植物などについて学んだ上で、近くの水田を折に触れて観察するなんていうことは、さらに学びを深めることにつながるということも考えられますので、本村の恵まれた自然あるいは環境を大いに生かして、それらに触れさせながら、学習意欲の向上を図っていければというふう考えているところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

教育長に対する質問でございますが、これらの研究の場というふうな整備の関係で、若干、私のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

現在、さくら公園周辺の再整備、これについて、村と県北建設事務所におきまして、事業の検討を行っているところでございます。

現在、さくら公園に隣接いたしまして、これらのところにビオトープが整備できないかというふうなことで、現在、検討を進めておりまして、今後、これらの議論の中で、議員ご質問の自然の生態系の観察、あるいは水田の生き物、そういったものの観察できる場、そういったものの整備も含めた形で検討を進めていければというふうにご考えておりますので、ご説明を申し上げます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

今、お話いただいたように、そうですね、さくら公園、ビオトープのことということは、生物の観察ということで、今、教育長さんからいろいろお話をいただいて、指導要領によって学ぶものが決められているということだったんですけども、確かにみんなが目にして自然の中で観察できるものと、それから実際近くで、このビオトープのようなどころをつくって、観察できるということを改めて計画されているということでしたら、ぜひそちらのほうを、これからも進めていただきまして、今、理科の授業という表現を取りましたけれども、自然観察と大玉村の地域の特性を生かすということで、ぜひともお願いしたいと思っております。

次です、2番目の質問をさせていただきます。

I C Tを取り入れ、生態系について解説したりとか質問できるウェブサイトを村独自で設けてという質問を立てさせていただいたんですけども、これも昨日の質問の中での答えの中で、やっぱり具体的に人材育成というお話もいただいております。

それと、子どもたち同士での情報交換も大変貴重な体験であると考えているということなんですけれども、この子どもたちの中での情報、今回の全国の学習指導調査というところで、私、とても具体的な説明で分かりやすかったんですけども、例えば中学生の上位の子たちと、それから学習的にはちょっと遅れがあるという方々の差が随分あるんだということを伺ったんですけども、それと小学生も6年生になってくるとその二極化が進んでいるということを拝見して、そういう結果が今回の広報紙に書かれていたんですけども、その辺のところについて。我々もI C T教育について視察をさせていただいたという経緯もございますので、ぜひ教育長のお考えを伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 3番議員さんにお答えをいたします。

今、お話のありました学習成績の二極化という部分につきましては、もちろん本村でも課題であるというふうにご考えておりまして、各学校においてもI C T機器の活用

も含めて、それらの解消に向けて努めているところであります。

あと、ウェブサイトの件についてでありますけれども、今現在、大玉村のホームページの中に、おとし作成しましたおおたま学、これを電子化したものを設けております。

その中の、自然編のところには、樹木であったり植物、そして、野鳥を含めて動物、昆虫、その他、大玉村の気候なども含めて、大玉村のことについて学べるような仕組みになっているところです。ページ数も限られておりますけれども、このページを閲覧することによってある程度、大玉村のことについて学習することは可能な状況になっております。

あと、議員おっしゃられたように、子どもたち同士の情報交換、情報共有、こういったところ、本当に大切なものだというふうに考えておまして、今現在、小中学校のほうでは、学習用のタブレット1人1台端末がありますので、そこに入ってあります学習支援のアプリあるいは各種のサービスを利用しまして、情報共有しながら学習を進めている。また、様々な調べ学習などにも活用しているところです。

ご質問いただきましたような利用方法につきましては、場合によっては、専門の方の知見をいただくというようなことも含めまして、調査研究が必要であるというふうに考えておりますけれども、学校において、今現在は、子どもたちの主体的、対話的で深い学びという視点から事業改善というところに主眼を置いています。

タブレットを活用すること、それと併せて、実際に実物に触れること、それぞれのよさ、有用性というものがあると思いますので、それらを考慮しながら、子どもたちの力をバランスよく育てまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

本当に、実物に触れる、前もお伺いしましたけれども、経験するというところで、知識だけではなくて、それで実際にはどうなのかという自分の中のイメージをはっきりさせて、しっかりしていくことで、やっぱり子どもたちの成長というか、そういうところは、先に進んでいけるような状況が生まれてくるんだと思うんですけれども。

本当に、今回このICTは、我々も視察で拝見させていただいたときに感じたのは、教室の中で子どもたち、一生懸命それを使いこなしながら、楽しくやっているんですけれども、なかなか、隣の子と一緒に、例えば機器を使ったときに、たかだか20人ぐらいの教室なんですけれども、それを使うことによって、映し出すことによって、教室が遠い空間のような形で、お互い隣同士でいながら、ネットで情報交換し合うということが、なかなかこれは、考え方のことですし、ご指導される先生方もいろいろ苦慮されていることかもしれませんけれども、かえって距離が広がったりとか、それは遠くと話ができるという便利さもあるんですけれども、逆にその教育の中で必要、今、先生もおっしゃったように、実体験的なところをどういうふうに担保しながら教育を進めていくかということ。

例えば教科書についてもそうですけれども、実体があるものをどういうふうに残して教育を進めていくかということ、非常に子どもたちも便利は便利なんですけれども、心理的な距離感とか、そういうものをどういうふうに縮めていくかという、その辺のところをぜひ、我々は逆に言うとそういうものに対してある種の誤解があるのかもしれないし、これからどうなっていくかというところで、その辺も自分の中ではなかなかしっかりとつかめないのかもしれないけれども、今までを考えてきたところで、着実に子どもたちの学びとしては、さっきおっしゃっていただいたように、経験的なものと実際の知識のものがつながって、現場でどういうふうにして見ていくかというその辺のところ、ぜひとも大事に見ていただきたいという、そういったICTの授業を見た素直なところで、感想だったんですけれども、ぜひともよろしく願いいたします。

こちらで、今2つ質問させていただきまして、今回は、テーマといたしましては、教育もそうですけれども、循環するという形で、例えば自然の循環であるとか、それから人間同士のキャッチボールとか、そういう形、ICTも使ってですけれども、そういう人の流れとか、それから、情報の流れも含めて、お互いに情報交換して、それが循環につながればという、そういうようなイメージで質問させていただきました。

じゃ、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、3番菊地厚徳君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、議案第73号「令和4年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（9月専決）」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番（押山義則） この9月の専決の中身なんでございますが、それぞれ農業施設災害復旧、林業施設災害復旧、公共土木施設災害復旧とありますが、それぞれの執行状況だけ、一応確認させてください。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 11番議員さんにお答えいたします。

まず、単独災害事業規模、農業農地施設災害復旧、あと公共土木災害復旧、単独事業災害規模の8事業につきましては、9月に既に発注してございます。今年度の完了を目指しているところでございます。

また、補助事業災害規模の公共土木施設災害復旧に関しましては、こちら10月に国の災害査定を終えまして、11月に工事を発注したところでございます。こちらも年度内の完成を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第3、議案第74号「令和4年度大玉村一般会計補正予算の専決処分承認を求めることについて(10月専決)」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番(押山義則) 13ページのこの電力・ガス・食料品など高騰に関する緊急支援給付に関する内容でございますが、これは低所得者に対する緊急支援ということで、3,000万円。それで、議案調査の中で600世帯で1人5万円ということをお伺ったんでありますが、非課税世帯については内容掌握できるんでございますが、家計急変という方が何人いらっしゃるのか。

それで、この家計急変の掌握方法は、どのような形で家計急変と掌握されて、今回の支給に至っているのか、確認しておきます。

○議長(菊地利勝) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(後藤 隆) 11番議員さんにお答えいたします。

こちらの事業につきましては、国の国庫補助10分の10の事業でございます。

ご質問のとおり、非課税世帯で対象となっておりますのは、価格高騰緊急支援給付金の支給対象ということで、9月30日が基準日になってございまして、当村の基準住民台帳に記録されている世帯の世帯主が対象となっております。その中で、家計急変世帯ということになっております。

そちらの部分なんです、令和4年、今年1月以降の家計急変世帯ということになってございまして、こちらにつきましては、個々に状況が違ってございますので、前年度の所得では非課税じゃなく課税であったという方が対象になるわけなんです、1月以降の給与収入とかそういったものを事前に提出いただいて、こちらのほうで審査をして、基準に該当した世帯のほうに給付するということになってございまして、こちらの確認作業のほうを随時進めてございまして、現在、1月31日までを基準としまして、対象世帯に確認書のほうを送付してございまして、

それに併せて、周知をしながら家計急変世帯につきましても支給できるように配慮したいと思うんですが、現在は1件か2件ぐらいの問合せが来てございまして、家計急

変世帯については、まだ支給決定には至ってございません。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 改めてこの600世帯と想定されておられますが、この600世帯の内訳は、どのように捉えて600世帯なのか。

これが全て非課税世帯ではないと思うんで、その辺だけ確認しておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 11番議員さんに再度お答えいたします。

こちらにつきましては、大玉村で昨年度、令和3年度に非課税世帯ということで、同じように実施した事業で、対象世帯が400～500ということでございましたので、400～500世帯を想定したわけなんですけど、こちらの家計急変につきましては、ちょっと予想がつかなかったものですから、今回は600世帯ということで、ちょっと多めに予算のほうを要求させていただきました。

今現在、確認作業を実施しておりまして、今確認が上がってきているのが、494世帯ぐらい対象と今見ていまして、現在280世帯ぐらい来ておりまして、残り106世帯ぐらいが家計急変であっても対応できるような形で計画、予定はしておりますが、実際には、それほど該当する方はいないのではないかと予想はしております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） いろいろご説明いただきましたが、私が知りたいのは、この掌握方法の中で、その家庭というのをどうやって抽出されているのか、その方法とか、あくまでも個人の申請なのか、その辺の方法論なんですけど、それだけ確認しておきたい。

決して、やっぱり、こういうせっかくの制度ですから、万人に向けて施策が施行されることを願っておりますので、その辺の不公平感とか不平等感とか、それはちょっと言葉が違うのかもしれないのですが、その辺のちょっと心配がございますので、よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 11番議員さんにお答えいたします。

ご存じのとおり、こちらの制度については、国のほうで行っている事業で、一律に周知を図っているところではありますけど、非課税世帯ということが対象となっておりますので、非課税に実はなっていないけれども、非課税の方と同じような同等の生活なんだという方がたくさんおられるのは承知しております。

その中で、全員に給付するというわけにはいきませんので、国のほうでもこちらの非課税世帯に準じる世帯ということを対象にしておりますので、まずは、1月以降の給与とか収入の状況を提出いただいて、非課税世帯と同等の水準であるということをお判断するような形になっておりますけど、こちらにつきましては、現在、TKC社と共同でシステムを運用しておりますけど、そちらのほうに国の基準の算定の基礎があります

ので、そのシステムのほうで判断するという形になるので、国の基準について明確なところの今データを持ってごさいませんが、国の基準に応じて（不規則発言あり）周知で、大変すみません。

周知のほうにつきましては、村のホームページと、国も県もやっているところなんですけれども、なかなか伝わっていないというのが現実ですごさいますので、周知につきましては、今後も継続的に、募集期間 1 月 31 日までということで今やっていますが、PR をして少しでも、募集したいようにしております。

申請の方法なんですけれども、こちらのほうで家計急変ということで、様式第 2 号というのがございまして、そちらの書類を出していただく形にはなるんですが、まずは、お問合せをいただきまして、丁寧に説明をして、対象の方に給付ができるようにしていきたいと考えてごさいますので、周知のほうをこれからも徹底してまいりたいと考えてごさいます。

自己申告という形になります、簡単に言いますと。

○議長（菊地利勝） ほかにごさいませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ごさいませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ごさいませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 74 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ごさいませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 4、議案第 75 号「大玉村長期避難者生活拠点形成等基金条例を廃止する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。11 番。

○11 番（押山義則） この長期避難者生活拠点形成等基金を廃止することでごさいます。

今までそれぞれいろんな地域に長期避難者がおられると思うんですが、私、1 点気になっていることなんです、もう大分長い間、大玉村にお住まいされていて、いまだに住所の移転とか何かがされていないような状況があるように伺っていたんですが、その辺の取扱い、村として今回これを廃止するんでありますが、そういう住所移転とか、そういうものについて、今の村の考え方を伺っておきたいんですが。

あくまでも、これはどこまで、住んでいて地域に参加していながら、住所はまだ浪江だ、大熊だ、そういう方がいらっしゃるんで、その辺の確認だけしておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

この条例については、災害公営住宅とその周辺の環境整備と道路等の整備に対して国のほうから助成がありました。これは、整備は済んだということで、基金の条例の意味がなくなったので廃止すると。

それから、住所については、住民基本台帳上の法律からいうと、居住しているところに住所を置かなければならないので、職権で取り消したり、あとは住所を持っていくことを勧告することはできるんですが、この避難者に対しては特例がありまして、一切そういうことはできないということで、住所はそのまま別な場所に避難。ですから、法律的にはまだ避難中と。ですから、法律的な優遇策が今でも継続されていると。ただ、避難している方でも、住所を持ってきていた方もおります。

各種補償については、原発のときにそこに住所があればいいんですね。住所を持ってきても、あるものとして優遇策は受けられるんですが、やはり心情的に置きたいと、戻るか戻らないかも含めて置きたいということと、避難者としての手続等が、そこにあったほうが、いろんな減免とかやりやすいということで、移動をしないんじゃないかというふうに考えております。

強制はできない、法的にできないということになっています。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第75号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第5、議案第76号「大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第76号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第6、議案第77号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第77号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第7、議案第78号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第78号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第8、議案第79号「大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第79号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第9、議案第80号「大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第80号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第10、議案第81号「大玉村堆肥センター条例の一部を改正

する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。1番。

- 1番（斎藤信一） 堆肥センター条例の一部を改正する条例なんですが、指定管理ができるようにするという事だと思うんですが、指定管理にするということは、ある程度、利益等が見込めるようなところをそういうふうにするものだと私は考えているんですが、実際、現在、大玉村堆肥センターの経営状況と、あと、当然ああいう施設なので、今後の設備投資、施設の老朽化もかなり進んでいるとは思いますが、そういう補修の金額とか、そういったものを知りたいです。

それと、第1条に書いてあるんですが、「畜産農家周辺の公害防止を図るとともに、堆肥の土壌還元による収益の高い農業経営を確立するため、堆肥センターを設置する」とありますが、実際このとおりに、今なっているのでしょうか。お伺いいたします。

あと、結局、どこに指定管理するのかとか、その時期とか、その辺も踏まえて教えていただければ。

- 議長（菊地利勝） 産業建設部長。

- 産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

堆肥センターの指定管理を可能にするということが今回の条例の一部改正の主な目的でございますが、現在、具体的な数字、ちょっと持ち合わせていないんですが、大きく申し上げますと、老朽化によって施設の修繕費はかなりかさんでいる状況でございます。

これは決算状況でも明らかになっておりますが、それを除きますと、単体での収支は決して状況的には利益を望めない、全く望めない状況ではないというふうなことでありますので、この指定管理の考え方といたしましては、施設の修繕が必要になった場合、これについては村が措置する。その上で、管理、運営を指定管理団体に委託をするというふうな形で運営をお願いする、経営をお願いするというふうな形を考えているものでございます。

また、今後の設備投資、そういったものに関しましても、例えば建て替えというふうな、あるいは別な場所に移設というふうな場合でも、今後の見通しとして、仮定の話ではありますけれども、地方自治体直営ではなくて、それ以外の団体による運営であれば補助の道も現在のところ可能であるというふうな部分もありますので、それらもにらみながら運営を行っていきたいというふうなものでございます。

それから、指定管理の条例の第1条でございますけれども、「畜産農家周辺の公害の防止を図る」というふうな部分でございますが、これは、いわゆる畜産農家の方々の糞尿について、堆肥センターに持ち込むことによって、その畜産農家の周辺に堆積するというふうなことを防ぐというふうなものを目的といたしておりますので、これについては一定の効果が出ているものというふうにご考えてございます。

また、その後、堆肥場の整備がそれぞれ畜産農家さんに義務づけられましたので、現在は、そちら、農家の周辺での堆肥場の整備も進んでいるところでございます。

さらに、指定管理の時期でございますけれども、今後の展開といたしましては、村

の公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例、こちらに基づきまして指定管理の手續を進めてまいりたいというふうに考えておりました、堆肥センターの運営協議会を経まして、事前協議、さらに指定の申請、候補者選定、議会議決というふうな日程で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

この手續条例の中で、第6条で「その効果が相当程度期待できるというときには、公募によらず、本村が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理候補者として選定することができる」というふうな条文もございますので、こちらに基づいて、現在のところ、担当として想定いたしておりますのは、農業振興公社を指定管理候補者としてはどうかというふうな内容で考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 1番。

○1番（斎藤信一） 具体的なその時期、いつ頃になるかというのも聞きたいです。

あと、当然だと思うんですが、そのサービスの低下につながるおそれとか、その辺はどう考えているのか。

現在では、その散布のほうを大玉はしてくれる、結構いいところだと思うんですが、そういうところとか、あと、実際、設備の更新云々、さっき補助金も得られるかもしれないというお話が出ましたが、最近、堆肥の小売りですか、小さいパックで売ようになったと思うんですが、その袋詰め設備とか、とても30年、40年前のやり方なのかななんて、私は見てきたんですが、そういったところとか。

そして、前にも言ったと思うんですが、堆肥単体では多少の利益はあるとは言っていたんですが、その採算ベースにきちんと乗せてから指定管理に移行するとか、そういう考えはあるのか、お聞かせください。

もう一点、施設自体も20年以上前の施設ということで、今あちこちに堆肥センターができていると思うんですが、方式が全く変わってきている。農家の人が欲している堆肥の質も変わってきていると思うんですが、そういうのに対応していくのに当たっても、どういうふうな考えをしているのか、お聞かせください。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 1番議員さんにお答えします。

詳細については、時期とかそういうものについては担当部長のほうから答弁させますが、指定管理の考え方としては、決して収支が均衡していることが条件としてはありません。

アットホームのように、その設置の目的等も含めて、なかなか黒字化することは難しい、状況的にも難しい中でも、管理運営を指定管理をしてやっていただくと、こういうことになりますので、ほとんどの公共の指定管理については、黒字のところはないだろうと。

例えば、体育館、郡山なんかもそうですが、体育館とか本宮のサンライズとか、指定管理をしていますが、収入である施設を賄うことは、まずあり得ないので、収支がよくなければ指定管理ができないという前提はありません。指定管理運営を委託する

ということで、そして、建物の維持管理も、それは指定管理をお願いしたほうで、ということは村のほうで、行政のほうで修繕とか新たな設備はしていったら、それを基にして管理運営をしていただくということになります、基本的には。

それから、あと、更新の話が出ております。かなり古くなって、毎年何百万も補修にかかっておりますので、これはやはり、そう遠くないうちに新たな堆肥センターということも検討しなければいけないだろうということは、数年前から話しているんですが、なかなか経費の面で踏み出せない。いつやりますよということの計画が立たない状況ですが、やはり肥料とかが大変高騰している中で、これから堆肥の需要というのは飛躍的に伸びるだろうと、それから有機農業へ進んでいくということもありますので、この更新は避けては通れないだろうと。

ただ、畜産農家が減少しているのが、ちょっと心配ですね。持ち込む畜産農家がいなくなってしまうたら大変なので、併せて振興公社は農畜林を対象としていますので、やはり畜産振興のほうにも力を入れていただいて、原材料がなければ堆肥もできませんので、その辺も含めながら将来を見通して、どういうものをつくっていくかということについては、できるだけ早期に検討に入りたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

指定管理の時期でございますけれども、議決につきましては、今年度内をめぐり事務手続を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

これにつきましては、産業廃棄物処理の中間処理施設あるいは収集運搬、こういった許可の関連もございまして、これらについては、できるだけ早急に進めていきたいというふうに考えてございます。

また、堆肥センターそのもののサービスについてでございますけれども、価格も含めてサービスの低下のないような形で、指定管理を行ってまいりたいというふうに思っております。

ただいま村長のほうからお話がありましたが、有機農業あるいは化学肥料の高騰というものから、堆肥に対する需要が高まっておりますので、今回の補正予算にも堆肥センターの堆肥、1立米に対して750円の助成を行う、こういった補正も計上させていただいておりますので、それらも含めて、堆肥の利用促進、そういったことも村として取り組みながら、指定管理を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ほかに。

11番。

○11番（押山義則） この堆肥センターの条例一部の改正で、指定管理、今後の運営を考えたとき、グッドタイミング的な施策展開だと考えます。

できるだけ早く移管していただきたいと思っております。今後の、今の肥料高とか

何かのときに、きちんとしたそういう体系が農業振興公社を通してできることは、いいことだと考えております。

ただ、1点だけ確認しておきます。

働く方の雇用体系だけ、これは確認しておきたいんですが、どのように移管、その辺スムーズな移管をお願いしたいんですが、それだけお願いします。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

現在、堆肥センターの職員4名いらっしゃいますが、4名とも村の会計年度任用職員ということで任用してございます。

これにつきまして、今後、指定管理になった際には、仮の話でございますが、農業振興公社に指定管理する場合は、農業振興公社の社員ということになります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございせんか。5番。

○5番（松本 昇） 俺も今、その現在働いている人の雇用、これは、もし振興公社に移管すればどういふふうになるのかなと聞くかと思ったんです。先に聞かれましたので。

そのほかで、もう一つなんですが、畜産農家はそれね、ぐるわじゅうの臭いがするとか。これは堆肥センターがあって、そこに運ぶということなんですが。

先ほど村長もお話ししました、畜産農家が減っているということですが、現在、あそこに堆肥を納めている畜産農家というのは何件くらい、現在あるんでしょうか。そこを教えていただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 5番議員さんにお答えいたします。

現在、堆肥センターに堆肥を搬入している農家につきましては、合計6件でございます。

ただ、入れる頻度というか、そういったものは、まちまちではございますが、毎日入れている方が2名ということでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時20分といたします。

(午前11時04分)

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 再開いたします。

(午前11時20分)

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第11、議案第82号「令和4年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。1番。

○1番(斎藤信一) 補正予算の17ページの1番下の委託料で、12番、横堀平地内用地測量業務委託料とありますが、再エネ・アグリパークの関連のものだと思うんですが、この測量する場所、南側の山林だと思うんですが、そこでどんなことを、用途を考えているのか、その辺の詳細な説明をお願いいたします。

○議長(菊地利勝) 総務部長。

○総務部長兼総務課長(押山正弘) 1番議員さんにお答えをいたします。

今後の活用の用途関係というお話でございます。

昨日もちょっと、内容的には申し上げましたけれども、今回の払下げを計画する土地については、1.8ヘクタール程度というふうに申し上げました。

再エネ・アグリパーク関係の用地につきましては、今現在、3.4ヘクタールほど計画地として持っております。これに合わせまして、その1.8ヘクタールを活用する上では、主に百日川沿いに沿ってひよろ長い土地になっておりますので、水力発電等を今後検討する上では、水を引く、さらに利用した水を百日川に戻すというふうな土地の利用というのが一番大きいものではないかというふうには思っております。

あと、払下げが実現しました上では、さらに今の立ち木のほうを整備をしまして、環境を整えた上で立体的な利用を図っていくというふうなことが、今現在想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長(菊地利勝) 1番。

○1番(斎藤信一) 水力発電に必要な水利を引っ張るといふのと、あと、山林は整理をしていくとありましたが、その山林自体は、今、針葉樹林だと思うんですが、どういふふうに活用するかとか、そういうところはまだ全然、決まっていはいないということでしょうか。例えば、公園みたいなふうにするとか、いろんな利用価値があると思うんですが、その辺、もし決まっているのであれば教えてください。

○議長(菊地利勝) 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 1 番議員さんにお答えをいたします。

今の議員さんのご質問の中でも一部触れられておりましたけれども、一番の利用については、再エネのほうの水力発電での活用ということになりますけれども、中でも百日川沿いに沿ってひよろ長い土地でございますけれども、今後の活用の構想を策定する上では、親水公園的なものについても取り入れることは可能でございますので、これにつきましては、皆様方のご意見を拝聴しながら、構想のほうに取り組むかどうかも含めて検討させていただきたいと思っております。

あと、樹種については、全て杉でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10 番。

○10 番（須藤軍蔵） 今のページ、同じところなんですけれども、財産の管理の関係で、1. 8ヘクタールという、もう大体その面積やるんだということにかかわらず、まだ測ろうという、600万円かけて測ろうというのは、どうなのかな。

前、もともとその周り、営林署の苗畑跡地ということで一括してあって、そこを村が買ったわけですから、その脇にそれだけの面積あるということは、その時点から明白、明らかなんですね。

何で、新しくまたこれだけの金をかけて測らなければならないのか、そこら辺の経過、それから、それをして今後どうするんだというその手順の一端などあれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、もう一点。

18～21ページにかけてある、このいわゆるコロナ関係での感染症対策での④に関わる部分でございます。これは、何歳から図書券ということでの考え方か。

さらにまた、1人当たりになるとお金は幾らか。

さらにまた、何か説明の中では、このマイナンバーカードと言われるものについてはゼロ歳からなんだということなんですけれども、ゼロ歳からやらなきゃならない理由と、ここにはもっともらしいことが書いてあるんですけども、その触れないことによって感染しないとかなという、まあ、役所で無理くりくつつけたような名前でも、我々がそれを要求したならば、それとこれは違うなどと言われそうなことなんですけれども、何でそこまでしてやらなければいけないのかなと思うんですけども。

それから、歳入と歳出の関係では、住民国保係の担当のお金になっているんですけども、入るほうではどこで見ているのか、総務で、全体の中で歳入の中ではそういうくくりは、この中に入っていないんですけども、どこの中でくくりをしているのかな。

コロナ対策としてのマイナンバーというのは、なかなかちょっと。この仕組みをやれやれと言われてるからやるんですけども、果たしてそれが一体、コロナからもっと別な角度がないのかなどと考えたもんですから、これらの状況も併せてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10 番議員さんにお答えをいたします。

まず、17ページ下段にございます①庁舎等の維持管理等に要する経費の横堀平地区測量設計業務委託料の関係でございます。これにつきましての委託の必要性でございます。

ご存じのとおり、全て山林ということで、以前にその測量した経過等はございますけれども、今回、関東森林局とのほうの協議調整を今後進める上では、まず地積の上でのくいですね、これの確認というのが必要になってまいります。当然、落ち葉等の堆積によりまして、今現在、くいの状態が不明でございます。これをもう一旦、測量をし直しまして、まずはくいの確認をします。

先ほどから申し上げておりますとおり、百日川沿いに沿った地形になっておりますので、当然、流出しているくいもございます。そういったものにつきましては、全て測量し直しまして、復元をしていくという作業になってきます。さらに、かなり杉が立ち木しておりますので、見通しが利かないということで、作業はかなり難しい土地柄になっておりますので、今回、委託料としまして680万円を計上させていただきまして、事業のほうを進めさせていただくというふうな計画でございます。

2つ目の新型コロナウイルス感染症対策のほうの歳入のほうだけ、私のほうから説明をさせていただきますが、18ページをご覧いただければと思います。

18ページの下段にございます13、新型コロナウイルス感染症対策費、その右側のほうに補正額の財源内訳が載っております。これが、今回の4,788万6,000円に対する財源の内訳というふうに読んでいただければと思います。

ここでいう国庫支出金につきましては、4,588万9,000円というふうに記載をさせていただいております。その内訳が、コロナ対策の国の交付金であります通常分とか原油高騰、そういった3つの交付金によって構成されているという中身でございます。

さらに、右端のほうをご覧いただきますと、一般財源が199万7,000円、これは交付金で賄い切れない分につきまして、一般財源を投入した上で事業を遂行していきたいという補正予算の構成になっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

21ページ、事項24、マイナンバーカード取得促進に要する経費、こちらの対象者、それから金額といったご質問でございます。

こちらにつきましては、村に住所がある18歳以下の方で、マイナンバーカードを取得した方に2,000円分の図書カードを配付するというものでございます。

なぜ、零歳からマイナンバーカードが必要なのかといったご質問でございますが、今後、様々な施策がマイナンバーカードで行われることが期待されますので、いち早く零歳児から取得することが、今後の利活用にも役立ってくるものと思っておりますので、零歳児からの取得を進めております。

また、感染防止対策ということを、なぜ理由にするのかということもございませ

れども、オンラインでの手続が進むことによりまして、直接のやり取りがないということがございます。先ほど総務部長から話がありました新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生交付金、こちらを有効利用する形で、今回の財源とさせていただくためにも、そういった形を取らせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ一定程度は分かりましたが、今の図書カードの関係、18歳以下、あとはその要件はそうだといいことですが、それはどこまでが、以下だけれども、零歳までという考え方、零歳ではなかなか図書券どうのこうのということになると、これ、どうなのか、自分で判断してやるのか。

それから、さっきの測定の件では、いろいろ進めていく上で必要なんだということだけれども、そこの中でどういうふうな利用をしていくかということについての話が何か足りないような気がするのだけれども、そこら辺について。

例えば、全部分やるんだか、一部分なんだか、さっきちょっと聞いた中では、私は今朝見てきたんです、現場。そういう中で、どこまでどうなのかなど思ったものから、もし分かるとすればお願いします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

今回の業務委託につきましては、払下げを受けるべく、1.8ヘクタールの国有地全てについて再調査を行うということで、それらの測量でありましたり、くい調査、復元、区域全域について実施をするものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 10番議員さんに再度お答えをいたします。

ゼロ歳児から18歳までの方が今回の対象となります。

マイナンバーカードにつきましては、15歳以下の方につきましては、申請、交付の際に親権者の同伴が必要となっておりますので、実質的には親御さんのほうに交付するような形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。5番。

○5番（松本 昇） 47ページの土木施設災害復旧費について。

大作田1号線、2,700万円、復旧工事費ですか、2,786万5,000円となっておりますが、これは工期はいつまでだったか。

それと、前の定例会でも多分補正で上がったかなと思いますが、それはあれなんです、これほどかかるというのは、残土が多く出ているのか、それとも、そのほかに何か理由があって、これだけの補正を取ったのかについて伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 5番議員さんにお答えいたします。

47ページ、大作田1号線災害復旧に関するご質問でございます。

まず、工期につきましては、令和5年1月末となっております。

また、今回補正、新たな計上の理由でございます。

理由につきましては、斜面对策における土工掘削の増でございます。当初、約1万6,000立米の掘削を予定しておりましたが、最終的には2万立米弱になるものと想定しております。

この復旧工事費につきましては、国の査定額を2億1,806万6,000円国庫負担対象額ということで査定額をいただいておりますが、それを超える見込みとなっております。これらの増額分につきましては、補助対象の工事に組み込むべく国と調整しております。

その結果、増額分につきましては、一旦、単独費を充当して事業を先に実施する瀬越工事を行いまして、令和5年度の再調査に増額分を申請して、補助金の確定を受けるという手法を取るものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。1番。

○1番（斎藤信一） 同じところなのですが、土工掘削費と出ていましたが、今、大体終わりになって、道路の修繕をやっているところだと思うのですが、当然、大型車が通行する道路ではないので、当然、道路が壊れます、それは。

壊れたところは後で直すからなんて伺ったんですが、あまりにもけちっているのか、部分的過ぎるんですが、その辺はどういうふうになっているのか、この予算はそういうところには使えないのか、その辺お聞かせください。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 1番議員さんにお答えいたします。

復旧工事に係る村道の損傷につきましては、現在、関連工事ということで発注してございます。

その関連工事につきましては、残念ながら補助事業の対象になってこないというところでございます。

部分が足りないのではないかというご意見につきましては、再度、状況を確認しつつ、協議検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。6番。

○6番（佐原佐百合） 21ページの18、負担金補助及び交付金の中の農業生産資材等高騰対策支援金なんですけれども、今回の補正の内容と10月とかにも補正も入っていましたが、最終的な補助額と、あといつから支援が始まるのかをお伺いします。

それから、23ページの㊸プレミアム商品券に要する経費として、こちらの内容、あと、どの程度配布されるのかを伺います。

それから、39ページ、12の大玉バスストップ検討支援業務委託料、こちらの内容と、あと14番下、安達太良連峰案内表示板設置工事、こちらの内容を伺います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6番議員さんにお答えいたします。

まず、21ページの②肥料・飼料・燃油高騰に要する経費でございますが、こちらにつきまして、おおむね主に農業生産資材、あとは、飼料、肥料等の高騰を受けた農業者に対する経営の緩和を図るためのこちらの支援でございます。

おおまかにいまして、水田に対するもの、水田1反歩、10アール当たり5,000円の補助を行うと。さらに、野菜を生産している畑につきまして、こちらは、肥料の高騰の緩和に対するために、稲作農家に対して、次年度の水稲の種もみ代として1反歩当たり1,000円の補助をするものでございます。

あと併せまして、大玉村堆肥センターの堆肥を購入された方に対しまして、村内で堆肥を販売すると村内価格が3,750円なんです、その中の750円についてキャッシュバックという形で購入した方に口座に750円分をお振込みするというような形での支援をするものでございます。

③については、以上でございます。

9月、10月、畜産のほうも、こちらほう補助してございますので、主にでございますが、農業に関する総額としてしまして、おおむね、水稲に対する10アール当たりの補助が4,000円というところで、4,000円でない、3,000円……（不規則発言あり）すみません。（不規則発言あり）失礼しました。（不規則発言あり）ちょっと整理します。すみません。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

今ほど、21ページの項目③番につきましては、総額につきまして、産業課長のほうから答弁をしたところでございますけれども、趣旨といたしましては、肥料・飼料・燃料高騰に関する部分、これが9月補正、それから10月専決の部分で、水稲に関しては10アール当たり2,000円、さらに今回の補正に関しましては、次期作の支援というふうな形で種もみ代、これを水稲に関して10アール当たり1,000円というふうな形になります。

これは種もみ代あるいは水稲、苗の購入、こちらについても同様の取扱いとなりまして、水稲に関しましては10アール当たり3,000円を想定してございます。

また、このほかに、県の支援として、10アール当たり500円、これは村の再生協議会を経由しての交付というふうな形になりますので、これらについては、若干の時期がずれてくるというふうにご考えてございます。

これらの支援策につきましては、面積の把握あるいは次期作をどう確認していくか、これらも整理しながら、できるだけ早急な時期の交付ということで進めてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 6番議員さんにお答えいたします。

39 ページ、大玉バスストップ検討支援業務の内容の質問でございます。

この高速道路における大玉バスストップにつきましては、現在、休止状態となっておりますが、スマートインターチェンジの誘致と併せまして、今後の利活用、リニューアルの検討を早急に行っていかなければならないと考えてございます。

スマートインターチェンジの勉強会が進んできておりまして、大玉バスストップについても、スマートインターチェンジの事業と関連してきますので、早急に検討に入っていきたいというものでございます。

今後の取り組みといたしましては、スマートインターチェンジと同じように勉強会を開催し、取り組んでいきたいと考えております。

バスストップの勉強会では、国、県、東日本高速道路株式会社、バス事業者等をメンバーに入れまして、議論していききたいと考えてございます。

続きまして、安達太良連峰案内表示板設置に関するご質問でございます。

この内容でございますが、野内与吉メモリアルパークに安達太良連峰を案内するパノラマ表示板を設置する工事費の計上でございます。来ていただいた方に、安達太良山、和尚山、前ヶ岳と、この位置関係が分かるようなパノラマ表示板を設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6 番議員さんにお答えいたします。

23 ページ、㊸プレミアム商品券に要する経費の内容でございます。

こちら、1 枚 1,000 円の商品券を 13 枚つづりにして、1 万 3,000 円分を 1 万円で購入できる、そういったプレミアム商品券ということにしております。

1 人当たり 1 セットのみで、こちらを 2,000 セット準備する予定でございます。なので、1 万円で買えば、3,000 円分お得になるというような内容でございます。

こちらにつきまして、来週から新聞折込や、全戸配布等で周知を図りまして、往復はがきにて、こちらのほう応募いただきまして、こちら抽選をいたします。年が明けて、1 月 14 日から引き渡しの期限を設けまして、3 月 15 日までの間、使用できる、有効期限を設けて実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 今の答弁なんですけれども、プレミアム商品券、1 人当たり 2,000 セット、人口、今、1 人当たりと言いませんでしたか。（不規則発言あり）1 セット、1 人当たり 1 セットですよ、それを 2,000 セットつくるんですよ。人口からしたら、あれ、という（不規則発言あり）だから、1 人当たりではなくて、1 世帯ですか、1 人。すごい倍率が高いということですよ。これで問題にならないのかなと、ちょっと数、大丈夫かなという不安なんです、大丈夫なんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 6 番議員さんにお答えいたします。

臨時交付金が大変ばらまきになっているということを会計検査院のほうから指摘がありまして、全国で約3割の比率でばらまきになっているということは、全員に配布していると。これは臨時交付金の趣旨に反するというこの話が出ておりまして、現金を配布したところもあります。

ですから、これから厳しく、使途については会計検査院が入ってくるだろうと。それで、使途に合わない場合には返還と。一般財源を充当せざるを得ないと。

大玉村もぎりぎりの線でやっている部分もございます。一般財源で本来やるべきものを臨時交付金に置き換えてというのも、財源措置の関係で行っておりますので、3月15日までで区切るのも、商品券を発行したときに、4月1日以降にその券が残ってしまうと、その次の年にも使えると、それは経済の活性化という目的から外れるというようなことが最近強く言われてきますので、3月15日までに使わなければ、その商品券は無効になると。

大変発行する側では苦渋の選択ですが、やむを得ないということで、ばらまきにならないというのが前提になりますので、全世帯にとか、全員にとということが、これからは少し難しくなるという内容です。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。8番。

○8番（武田悦子） 19ページ、上段にあります⑤定住促進対策に要する経費、補助金、交付金の部分で、今回もまた補正が出されております。

これまでも随分、実績があると思うんですが、具体的にどのぐらい、これらの事業で、世帯数、人口が増えているのか伺いたいと思います。

次に、23ページ。

21ページ～23ページにかけて、21ページの1番下、福祉事業所等への物価高騰緊急支援に要する経費、村内の障害者施設、高齢者施設というふうにございますが、具体的に何施設なのか伺います。

次に、29ページ、上段にあります子ども・子育て支援に要する経費の中で、病児保育事業、広域医療協定というのがございますが、具体的にどういうふうに、村民の皆さんがこの事業を利用する際に、どのような形で利用ができるのか伺います。

31ページ、予防費の中の、子育て世代包括支援センターに要する経費、出産、子育て応援交付金、これは国の事業でございますが、これは妊娠しているとき、そして出産のときと分けて給付というふうに国の要綱ではなっているんですが、4月に遡って対象者ということのようですので、これ具体的に、分けて給付するのか、一括で、もう既に出産終わられている方とかという方もいらっしゃるのかなとも思いますし、これの給付の仕方、あとは対象人数。

33ページ、農業振興費の中の①農業振興に要する経費で、農業振興機械導入補助金、振興公社の機械導入のお金というふうに伺っておりますが、具体的にどのようなものを導入されるのか、そしてまた、これら導入された機械は公社でだけ使うのか、また、それを貸出しとかそういう形を取るのか伺います。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 8番議員さんにお答えいたします。

19ページ、定住促進対策に要する経費の実績等のご質問でございますが、まず、18、負担金補助及び交付金の一番上段でございますが、定住促進住宅団地造成事業補助金、こちらにつきましては、今年度、既に2つの団地の実績がございまして、それぞれ6区画と5区画ということで、合計11区画の価格に対して補助金を交付しております。

今回補正で上げておりますのも9区画でございますので、合わせますと20区画になる予定でございます。

あと、その下、多世代同居・近居住宅取得支援事業補助金、あと定住促進住宅取得支援事業補助金でございますが、こちらにつきましては、合計のみ申し上げますが、今年度、合計で33件ほど申請がございまして、世帯人員としましては、合計で126人というふうになっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんにお答えいたします。

21ページ～23ページにかけての物価高騰に対応する障害者施設や高齢者施設等への事業所への物価高騰に対する支援ということでございますが、対象となる施設につきまして、まず障害者施設と入所施設2事業所、通所施設6事業所、高齢者入所施設ということで2事業所、合わせて10事業所を対象としております。

続きまして、29ページ、子ども・子育て支援に要する経費の⑱負担金補助及び交付金の中の病児保育事業広域利用協定事務経費負担金ということで1万4,000円予算要求をしていますが、こちらのほうの利用の方法ということの質問でございました。

こちらにつきましては、こおりやま広域圏事業に合わせて加入しまして、うちのほうで対象としているものなんです、対象となるのは大玉村に住む方全ての方、子どもが対象になりまして、病院については、郡山の医療機関1事業所、菊池医院という病院が駅前近くにあるんですが、そちらのほうで「らびっと」という形の運営でやっております。

緊急的なものということで、定員がございまして、定員12名ということで運営していますので、予約制になります。事前に電話番号等は皆さんのほうに周知を図っているところなんです、まず、そちらの病院のほうの空き状況がございまして、そちらに問合せをして利用するという形になります。

続きまして、31ページ、予防費の⑤子育て世代包括支援センターに要する経費の中の⑱負担金補助及び交付金、出産子育て応援金交付金事業ということで、こちらにつきましては、国のほうの補助事業ということで、詳細のほうが全て決まっているわけではないんですが、今現在、想定しているものということで、お話しさせていただきます。

議員ご指摘のように、4月からということで対象となっておりますので、遡って出生した方にも対象になります。

申請のほうは、出生時の母子手帳発行時と、出産、生まれたときということで、2つのポイントで交付するという形になります。

予算時点では、5万円の2回ということなので、村では70人想定ということで、700万円の予算になってございます。対象人数は70人という形になります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

33ページ、農業振興費の中の農業振興機械導入補助金でございしますが、議員ご指摘のように、農業振興公社において機械を購入する補助金の計上でございます。

こちら、機械購入の内訳でございすけれども、防除機、それからマルチ張り機ということで計画をいただいているところでございます。

これらの運用に関しましては、振興公社の職員が全てを運用するというのは困難でございすので、機械の貸出し、もしくは作業員も含めた作業受託というふうな方法も考えられるのではないかと考えておりますが、今後、公社のほうと十分に協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） この23ページの物価高騰の件について、もう少し伺いたいんですが、入所施設、通所の施設のみが対象ということではありますが、物価高騰、そのほかのいわゆる訪問介護事業者であるとか、そういうところにもかなりの影響が及んでいると思うので、そういうところは対象にならないのでしょうか、というところをお聞きしたいんですが。

あと、29ページの病児保育、これ郡山でやっているのを1か所、そのほかに病児保育をこの管内なんなりでやっているところというのはないという認識でいいんですか。病児保育、病後児保育も含めて伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんの質問に再度お答えいたします。

ご指摘のとおり、今回の事業について、対象はそのほかにもあるのではないかとというご指摘でございました。

ただ、村のほうとしましては、物価高騰ということよりも、電気代の高騰のほうの金額のほうが大きということなので、施設、建物ということでの利用、入所、通所のほうの補助に重点を置いてということになっておりますので、そのほかの方々が困っていないというふうには考えてございません。

あと、29ページの郡山で1か所ということで、そのほかには対象の医療機関はないのかということなんですが、ご存じのとおり、病児、病後保育ということでありますと、預かる側でもリスクがあります。もし病状が急変して大変な事態になってしま

うとなると責任問題にもなりますので、なかなか医療機関が増えない、お手挙げがないということが現状です。

安達管内にも現在、そういった施設はございません。

以上です。

○議長（菊地利勝） ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は、午後1時30分といたします。

（午後0時02分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。佐原吉太郎君より遅参する旨、届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 午前中に引き続き、議案第82号「令和4年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。4番。

○4番（本多保夫） 19ページ、下段のほうになりますが、庁舎等感染防止対策に要する経費という中の施設修繕料100万円、これはどういった内容なのか。

あと、単純な質問で申し訳ないんですが、「料」と「費」の使い道、文言、どういうふうに違うのか1件と、35ページ、一番下段になりますが、ふるさと納税に要する計上の中の一番下ですか、需用費で施設修繕料、アットホーム関係なんですが、70万6,000円、これも修繕料となっていますが、何を修繕するのかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

19ページ、事項①庁舎等感染防止対策に要する経費の施設修繕料関係でございます。

100万円を計上させていただきましたが、保健センター1階大ホールの網戸設置、さらに、同じ保健センターの調理室の網戸設置、もう1か所につきましては、福祉センターさくらのホール南側園地に面しておりますはき出し窓のほうの網戸設置費用に係る計上でございます。

いずれも網戸用のレールがございません。外づけでの設置になりますので、今回100万円を計上させていただきました。

さらに、「費」と「料」の違いでございますが、これはかかる費用と料金というその違いで大意はございません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 4番議員さんにお答えいたします。

35ページ、713の③アットホームおおたま、管理に要する経費の中の需用費、

施設修繕料の70万6,000円でございます。

こちらにつきましては、アットホームの女子浴室の洗い場のヘラテパネルですね、隣の人にシャワーのお湯がかからないようにするためのパネルが1枚損傷しているということと、男女脱衣室の点検口の修繕、こちらに要する経費、合わせて45万円。あと、1階の非常灯の本体の交換で5万5,000円。その他修繕料ということで、年度末までの細々とした修繕料について20万円、合わせて70万6,000円の計上でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。11番。

○11番（押山義則） まず最初に、17ページの横堀平の測量委託680万円でございますが、これは先ほどの説明で、払下げ申請のための条件整備の必要性からということと伺いました。

それで、この土地であります。分収造林ということになっております。要するに委託林ということでございますね。

平成5年から始まって六十何年間は、結局、委託林としてその土地の利用は定められているのだと思いますが、その辺の含みを伺っておいて、今後の事業展開の中で、この委託林のいろんな、ある程度の伐採とか何かも今後の利用には必要だと思うんですが、その点の含みで、今後の利活用、どういうふうな進め方をしていくのか。委託林の土地について、どういう管理をなされていくのか確認しておきたいです。とにかく60年間は委託林として契約されているはずですから、その辺も含めて改めて伺っておきます。

21ページ、抗原検査キットの配布、今回の予算は配布のための必要経費なんではあります。この抗原検査キット、なかなか手に入らない、そういった意味で、キットの確保のこともありますが、現在7,500個ほど持っている。そしてまた、発注も2,000個ほどしているというように議案調査のときに伺いました。

ただ、このことではあります。今後の需要をどの程度見込んでおられるのか。学校で使用するとか、一般村民にもチラシなんかで、いろんな方法をなされておりますが、今後の需要をどの程度見込んでおられるのか、その辺を改めて伺っておきます。

それから、39ページ、大玉バスストップの検討支援、委託費でございますが、これは先ほども説明がございました。

私としては、今後の委託内容と今後の見通しを改めて伺いたかったんですが、この事業、スマートインター設置の中での事業展開は不可能なのか、その辺を確認しておきたいんです。スマートインターと合わせての事業展開と、私はある程度は認識しているんですが、これはあくまでも別個にやらなきゃ駄目なんだと、その理由はいまいち理解しておりませんので、よろしくお願ひします。

それから、安達太良の案内表示、これはパノラマ表示板を設置するということではあります。私、これ少し疑問に思って、朝もちょっと見に行ってきました。写真をカメラとか構えてちょっとやってみたんですが、必要性、どのように考えておられるの

か、改めて伺いたいんであります。

結局、今現在、あの場所を見ますと、今ある説明板ですね、私はむしろ安達太良のあそこからの安達太良のパノラマ写真を載せるなら、村内の案内図をもっと明確にしたほうがはるかに効果的だし、場所的にも、今の広いところにパノラマの掲示板をするのは何か違和感を感じる。その辺をもう少し検討していただきたいなと思います。

あちこちで展望台なんかにパノラマ掲示板をやっているところ、何度か見ておりますが、逆に、違和感が感じられないのか、村民の理解をその辺得られるのかどうかと、そういう心配もございますので、その検討について改めてお願いします。

それからもう一点、45ページ、文化財補助金が計上されております。

これは対象物と、それと補理由と改めて補助率、それだけ確認しておきます。

以上お願いします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

まず、17ページ、横堀平地内用地測量業務委託料680万円に関しましてご質問でございます。

今、11番議員さんおっしゃられましたとおり、今回、払下げを計画する土地につきましては、分収造林という形で、平成5年11月に大玉村長と関東森林管理局長の間で分収造林地の契約、分収契約を結んでおります。これ、平成で言いますと、平成66年までの61年間という長期にわたる契約になります。

面積につきましては、前から出ました1万8,000、細かく言いますと474平米になりますけれども、この土地についての維持管理については、分収造林契約に基づきまして、大玉村が今まで下草刈りとか間伐等を行ってまいりました。

今回、関東森林局とのこれから協議に入る前の測量を行うわけでございますけれども、今後、協議が調いまして、払下げが実現した際には、通常ですとこの分収契約というのは解除ということになります。

それによって、この土地については、土地代と立ち木について、土地については国有林でございますので、それは価格提示を受けた後、相談によって買い取ると。立ち木につきましては、その事前での評価がなされまして、その評価額の割合を分収割れて分けるようになりますが、今現在の契約ですと、国が3割、村が7割という分収割合になります。

したがって、例えば、額はともかくとしまして、100万円であれば、そのうちの30万円を国庫に納める。あとの7割については村の取り分になりますので、納める必要はないというふうな契約の内容で、今後、協議を進めていくということになります。

したがって、払下げを受けた時点では、村のある程度の意志によって活用が図れると、制約がなくなるということになるだろうと思っております。

利用につきましては、先ほどから申し上げておりますとおりの利用を、今後想定していきたいということでございます。

それでは、抗原検査キットのほうになります。21ページ、下段の部分でございます。25、抗原検査キット配付に要する経費についてでございます。

配布のほうにつきましては健康福祉課のほうで担当していただいておりますが、調達に関しましては、今現在、総務のほうで担当させていただきます。

先ほど議員さんがおっしゃられましたとおり、7,500個程度ということで在庫を抱えております。教育委員会分を除きました数字につきましては7,340個程度、総務のほうで今、押さえております。これにつきましては、配布のための在庫ということでご理解をいただければと思います。

今後、発注済みが2,400個ほどございます。これは、なかなか入手が困難というふうにも先ほどご理解賜りましたが、年を明けてからの納品というふうに今現在は想定されております。

この2,400個のうち1,000個につきましては、教育委員会の入学関係の事業のほうに振り向ける予定となっておりますので、住民の方々への配布については、このうち1,400個ほどを今現在想定しておりますので、合わせまして8,700個程度は、今のところは確保が進んでいるということでございます。

利用につきまして、今後の想定につきましては、健康福祉課のほうで答弁をお願いしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 11番議員さんのご質問にお答えいたします。

今後の見通しということでございますが、報道発表のとおり、市町村ごとには分からないので、福島県全体で申しますと、9月の1か月での福島県内の感染者数が約2万9,000人、10月が2万7,966人、11月が6万3,711人、12月なんです。1日から6日までで既に1万5,234名が感染してございます。

このペースでいきますと、12月で7万人を超える感染者が出ると予想され、第8波と言われておるところです。

今後の需要ということになります。ご指摘のとおり、抗原検査キット、手に入らないということではあるんですが、こちらは医療用というものがなかなか入らないということで、それ以外、検査用とかというものは安く手に入ることがあるんですね。そちらのほうだと、陽性かどうかという判定が曖昧になってしまうというか、信頼性に欠けるということがございますので、今回、配るといったところなんです。今後の需要につきましては、その陽性者が今後、第8波がどれくらい続くか、その辺の見通しも分からないところがございますので、追加で発注ということも考えられるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 課長いいかな。いいの、答弁終わりです。

産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

39ページ、大玉バスストップ検討支援業務委託料の、スマートインターチェンジ

と分離する考え方ということでございますけれども、大きく理由は2つございます。

村といたしましては、ぜひスマートインターとバスストップの整備再開をセットで実施をしたいという考えを持っておりますけれども、スマートインターの国による直轄調査、まだこれが正式なものになっていないという以上、国としてみれば、別々の事業として進めるべきではないかというふうな点が1点ございます。

もう一点は、現在進めておりますスマートインターの勉強会に要します委託費、これにつきましては、令和4年度ということでございます。バスストップにつきましては、12月補正予算に計上させていただきましたが、これは先ほどの話と若干、矛盾するようになるんですが、スマートインターチェンジの勉強会を進めていく上で、バスストップの勉強会のほうも早急に立ち上げるべきではないかというふうなことがございまして、今回、12月補正予算に計上させていただきました。

この事業の進捗から考えまして、年度内の完遂は少々困難であるというふうな判断をいたしまして、現在、繰越しも視野に入れながら進めていかなければいけないのかなというふうに考えてございます。

以上のような観点から分離の委託の発注というふうに考えているところでございます。

2点目の安達太良連峰案内板についてでございますが、さきにもご説明申し上げましたように、野内与吉ポケットパークに大玉を望むパノラマ写真を設置いたしまして、そこに、山、それから地点の表示、そういったもので訪れた方にご覧をいただくというふうな内容を想定してございます。

これは、イメージといたしましては、名倉山山頂のパノラマ写真に表示してあるもの、あのようなものを想定いたしておりまして、訪れた方々から、どこが具体的にどの山なのか知りたいというふうな、そういうふうなご要望の声もございました。

また、観光協会の写真コンテストなどを行いますと、あの場所からの写真が比較的多く投稿されるような状況もございますので、そういった必要性から、ポケットパークにこのパノラマ表示の案内板を設置するというところで、今回ご提案申し上げますところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

45ページ、文化財保護に要する経費の文化財補助金になります。

こちらにつきましては、相応寺の薬師如来三尊像の修繕になります。

こちらの修繕に関しましては、地震及び劣化による破損箇所があるということで、台座の部分と円光背、仏像さんの後ろにある円光背のほうの破損部の修繕ということになります。

事業費につきましては、見積額で166万1,000円。補助金額にしますと、こちらの事業費の4分の3以内の額ということになっておりますので、124万6,000円ということになります。

残りの計上額の差額10万3,000円つきましては、玉井神社のほうで、今施設の修繕工事を行っているところをごさいますて、そちら、増額変更になるという見込みもごさいますので、そちらの増額分、見込額ということで、合わせて134万9,000円を計上させていただいたところをごさいます。

以上をごさいます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 横堀平の測量委託で再度質問申し上げます。

そうすると、この委託林の分収造林の取扱いというのは、結局今回、大玉村が仮置場などで財産区の県行造林を結局、途中で切ってやったような、そういう整備したような、そういう取扱いと同じく考えてよろしいのでしょうか。

今回は、そういう形で、県行造林に対して、そういう扱いをしたようをごさいます。が、その辺、確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

議員さんのご理解いただいているとおりでございまして、契約は、その時点で解除になり、その後の利用については、今回の場合は大玉村の所有となって、独自の管理を行うということをごさいます。

○議長（菊地利勝） ほかにございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第82号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第12、議案第83号「令和4年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。ございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第83号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第13、議案第84号「令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第84号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第14、議案第85号「令和4年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第85号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第15、議案第86号「令和4年度大玉村水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（押山義則） 133ページの災害復旧事業の設計業務委託費510万円ですが、前回の一般質問でも具体的な提案を申し上げました。

今回、どのような内容で復旧を図られる考えなのか伺います。

○議長（菊地利勝） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 11番議員さんにお答えいたします。

133ページ、災害復旧事業費の510万円、この内容ですが、本復旧分のパイの150ミリの50.45メートル分、あと、空気弁が1か所の本復旧の実設計になります。

こちらのほうなんです、横断部分のみ、最初4メートルぐらいですか、河川を横断するのは。現地を見てもらって分かると思うんですが、横断部分の4メートルのみがコンクリートの全巻きで、耐震強化だったものを、災害査定を受けて、中で現況復旧というのは強く言われたんですが、河川部分の面した部分24.45メートルのコンクリート巻きも認めてもらった内容になります。できるだけ耐震化を図った内容での本復旧の50.45メートルの実設計の内容となります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 私としては、この災害復旧、今後の安心・安全な管理に向けて、そのような対応もしていただきたいというような形で前に一般質問して、できるだけその方向性で進めると伺ったものですから、その辺を含まれた事業展開なのか改めて確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

今ほど担当課長のほうから申し上げましたのは、災害復旧、国の災害査定を受けたという内容の、来年度実施に向けた実設計の委託料でございます。

以前に、一般質問でもいただきました今後の管理も含めた管理用道路、これらの確保については、並行して林野庁との協議も含めて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第86号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第16、議案第87号「村道路線の認定について」を議題といたします。

質疑を許します。4番。

○4番（本多保夫） 中原3号線、この地図によると、すごく分かりにくい場所なんですね。

大体、これは部長さんの近くかなと思うんですが、この認定に反対するものではなくて、もう少し図面分かりやすいようにすることはできないかどうか、お伺いします。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 4番議員さんにお答えいたします。

4番議員おっしゃるとおり、次回以降、分かりやすい地図ということで、ご用意できればと考えております。

今ほど見るに、この2ページにも、例えば、聚楽院の社のマークを大きくするのですとか、百日川の明記をすとか、入れまして、分かりやすく努めればよかったかと思っております。

次回以降、改善していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第87号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第17、議案第88号「大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題といたします。

質疑を許します。1番。

○1番(斎藤信一) さっきと同じで、反対するものではないんですが、委員の選定というやつで毎回思うのですが、誰だか分からないんですよ、名前だけあると。

説明のほうでも、適任としたとかいう説明はもらうんですが、経歴とかそういうものは、言えない、書いたり、出せないもんなんじゃないでしょうか。

○議長(菊地利勝) 総務部長。

○総務部長兼総務課長(押山正弘) 1番議員さんにお答えをいたします。

確かに、この表をご覧になって分かりづらいというのは私も、私の場合は経歴とか参照する機会がございますので見ていますが、その部分につきましては再検討させていただきたいと思います。

なお、議案調査のほうを有効に活用いただければ幸いです。

以上でございます。

○議長(菊地利勝) ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第88号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第18、議案第89号「大玉村教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。
よって、これより議案第 89 号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第 19、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。
議会運営委員会委員長から会議規則第 75 条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。
お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。
よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）
配付漏れはございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第 6 号「農業を持続可能な産業としていくための対策の充実・強化に関する意見書について」が提出されました。
お諮りいたします。

議員発議第 6 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。
よって、議員発議第 6 号を日程に追加し、追加日程第 1 を議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第 1、議員発議第 6 号「農業を持続可能な産業としていくための対策の充実・強化に関する意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。8 番。

○8 番（武田悦子） 議員発議第 6 号「農業を持続可能な産業としていくための対策の充

実・強化に関する意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月9日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 武 田 悦 子

賛成者 大玉村議会議員 押 山 義 則

提出先 内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

朗読をもって説明とさせていただきます。

農業を持続可能な産業としていくための対策の充実・強化に関する意見書（案）

平成11年7月に施行された食料・農業・農村基本法は我が国農政の根本であり、同法では、食料の安定的な確保について、「国内農業生産の増大」を図ることを基本としております。しかしながら、同法施行後も食料自給率の低迷と生産者数の大幅な減少には歯止めがかからない状態が続いております。加えて、近年においては、頻発する大規模災害、収束が見えないコロナ禍、経済や国際情勢等により、燃料や飼料・肥料、各種資材等の高騰が続く等、食と農を取り巻く環境は非常に悪化しております。

また、福島県においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故から11年余りが経過し、農産物の流通は回復しつつあるものの、市場価格の回復は遅々として進まず、全国平均との価格差が固定化している状況にあり、農家経営を圧迫しております。

農業は、食料を安定的に供給するとともに、農業が持つ多面的機能により、災害防止、環境保全、景観保護等に大きな役割を果たすとともに、食料安全保障の強化を担う重要な基幹産業であります。しかしながら、農業を取り巻く現状は極めて厳しく、まさに存亡の危機と言っても過言ではない状況であります。

このような状況を踏まえ、農業を持続可能な産業としていくため、以下の事項の実現を強く求めます。

記

1. 農業が持続可能な産業となるよう、食料・農業・農村基本法の包括的な検証と現状に即した見直しを行うこと。

2. 国産農産物・畜産物に係る生産コストの適切な転嫁など、再生産に配慮した価格形成の実現を図ること。

3. 収入保険制度における、経費の増大による収支悪化に対応する内容に関する見直しを行うこと。

4. 水田活用の直接支払交付金の見直しについては、生産現場の状況をしっかりと把握し、実態に即した内容とすること。

5. 消費税インボイス制度の実施にあたっては、実施時期の延期を含め制度内容の十分な説明期間を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月9日

福島県安達郡大玉村議会議長 菊 地 利 勝

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（菊地利勝） 議員発議第6号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。質疑ないですか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和4年第4回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時10分）